

派遣労働者に適用される最低賃金

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

派遣労働者には、派遣先に適用されている最低賃金（地域別又は特定（産業別））が適用されますので、派遣元事業主は、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。また、派遣元事業主は、適用される最低賃金を派遣労働者に周知する義務があります。



派遣元
(東京都)

東京都最低賃金
(821円) 適用

派遣労働者

派遣先
(東京都)

東京都自動車・同附属品等製造業
(832円) 適用

都内の自動車工場

派遣先の東京都自動車・同附属品等製造業最低賃金（832円）が適用されます。（金額は全て時間額）

派遣元
(東京都)

東京都最低賃金
(821円) 適用

派遣労働者

派遣先
(神奈川県)

神奈川県鉄鋼業最低賃金
(851円) 適用

神奈川県の鉄鋼会社

派遣先の神奈川県鉄鋼業最低賃金（851円）が適用されます。（金額は全て時間額）

- **地域別最低賃金**は、セーフティネットとして、都道府県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。
- 上に例示した**特定（産業別）最低賃金**は平成22年度に改正された金額です。
東京都及び隣接県の特定（産業別）最低賃金の金額及び発効日等については裏面を参照してください。
- **特定（産業別）最低賃金**は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されず、地域別最低賃金が適用されます。）
産業に特有の軽易な業務に関しては派遣先の所轄労働局担当部署又は労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

平成22年度改正決定された近県の地域別最低賃金額は以下のとおりです。

所在地	時間額(円)	管轄局	電話番号	担当部署	各労働局ホームページ
東京都	821	東京労働局	03-3512-1614	賃金課	http://www.roudoukyoku.go.jp/
神奈川県	818	神奈川労働局	045-211-7354	賃金課	http://www.kana-rou.go.jp/
千葉県	744	千葉労働局	043-221-2328	賃金室	http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/
埼玉県	750	埼玉労働局	048-600-6205	賃金室	http://www.saitama-roudou.go.jp/
山梨県	689	山梨労働局	055-225-2854	賃金室	http://www.y-roudoukyoku.go.jp/

近県の特定（産業別）最低賃金一覧

最低賃金の名称		時間額（円）	効力発生日
東京都最低賃金		821	22.10.24
特定（産業別）最低賃金	鉄鋼業	846	22.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	832	22.12.31
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金	829	22.12.31
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金	832	22.12.31
	出版業	827	22.12.31

お問い合わせは 03(3512)1614 東京労働局労働基準部賃金課まで

神奈川県最低賃金		818	22.10.21
特定（産業別）最低賃金	塗料製造業	865	22.12.20
	鉄鋼業	851	22.12.20
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821	22.12.20
	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	844	22.12.20
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836	22.12.20
	輸送用機械器具製造業	839	22.12.20
	自動車小売業	836	22.12.20

お問い合わせは 045(211)7354 神奈川労働局労働基準部賃金課まで

千葉県最低賃金		744	22.10.24
特定（産業別）最低賃金	調味料製造業	806	22.12.25
	鉄鋼業	846	22.12.25
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	823	22.12.25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	824	22.12.25
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	808	22.12.25
	各種商品小売業	782	22.12.25
	自動車（新車）小売業	815	22.12.25

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

埼玉県最低賃金		750	22.10.16
特定（産業別）最低賃金	非鉄金属製造業	817	22.12.9
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	821	22.12.9
	輸送用機械器具製造業	832	22.12.9
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	829	22.12.9
	各種商品小売業	790	22.12.9
	自動車小売業	831	22.12.9

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

山梨県最低賃金		689	22.10.17
特定（産業別）最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	789	22.12.24
	自動車・同附属品製造業	798	23.1.5

お問い合わせは 055(225)2854 山梨労働局労働基準部賃金室まで